



室蘭フィールド・アスレチック 唐松平コース完成

このたび、室蘭中央ライオンズクラブから寄贈されましたフィールド・アスレチック唐松平コースが6月28日から利用開始しました。

利用時間は、10時から17時まで、定休日は毎週月曜日で祭日の場合は翌日です。料金は、大人 300円 小人 150円です。運動靴、運動着を着用して楽しくご利用下さい。くわしくは室蘭観光協会（☎230102、②47820）へ。

主 な 内 容

●第2回市議会定例会報告	2
●愛の血液助け合い運動始まる	3
●訪問販売の利用には十分気をつけよう	5
●無年金者救済決まる～最後のチャンス～	8
●あなたの声を市政に～ご意見箱を設置～	8
●夏休み科学クラブ員募集	10

第二回市議会定例会終る

災害弔慰金 災害援護貸付金 の額を引上げ



したのに伴い、室蘭市総合計画審議会を廃止するため、この条例を廃止しました。

室蘭市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部改正

①自然災害により生計維持者が死亡したときの災害弔慰金を、百五十万円から二百万円に、またその他の人が死亡したときは七十五万円を百万円に、それぞれ引き上げました。

②災害援護貸付金を次のとおり改定しました。

- ・世帯主が一カ月以上負傷のとき 三十五万円を四十万円に
- ・家財の三分の一以上が損害のとき 三十五万円を四十万円に
- ・住居が半壊のとき 五十万円を五十五万円に
- ・住居が全壊のとき 八十五万円を九十万円に
- ・世帯主が一カ月以上の負傷でかつ家財の三分の一以上が損害のとき 七十万円を八十万円に
- ・世帯主が一カ月以上の負傷でかつ住居が半壊のとき 八十

五万円を百万円に
・世帯主が一カ月以上の負傷でかつ住居が全壊のとき 百二十万を百三十万円に
・住居の全体が滅失若しくは流失、またはこれと同等と認められる場合 百二十万円を百三十万円に
それぞれ引き上げました。

室蘭市ウタリ住宅新築資金貸付条例の一部改正

ウタリ住宅の居住環境の整備改善を進めるため、従来十八年であった貸付金償還期限を二十年にしました。

工事負請契約の締結

東町一丁目二十一番地に鉄骨鉄筋コンクリート造八階建の改良住宅（東町弥生団地）Ⅱ一棟八十戸Ⅱを新築するため

公有水面の埋立て

祝津町二丁目二四〇番一から同三丁目三三番一に至る地先公有水面三九、一八八・二四平方メートルを埋立てるため

愛の手で築く非行のない社会
社会を明るくする運動

7月1日～31日

第二十八回「社会を明るくする運動」が、七月一日の「更生保護の日」を皮切りにスタートします。今回の重点目標は「地域活動の推進による青少年の非行防止」です。

最近の青少年非行は、低年齢化の傾向にあり、万引きや自転車などの窃盗、シンナー遊び、性的非行など刺激的、享乐的な動機によるものが多いのが特徴です。今回の運動は、こうした傾向に歯止めをかけるため、住民が共に手を携えて、地域社会に根ざした非行防止活動を進めようというものです。運動期間中の主な行事は、次のとおりです。

- ・施設慰問 (九日)
 - ・ヒマワリの苗植樹 (上旬)
 - ・公開ケース研究会 (中旬)
 - ・各町会、関係団体との懇談会 (六日、十二日)
 - ・港まつり協賛 (三十日)
- その他に、九月十七日に弁論大会を予定しています。くわしくは少年補導センター(☎277770)へ。



学校のきまりを守りましょう

いよいよ夏を迎える季節となり、お子さんの屋外での活動が多くなります。

まだ明るいからといって、いつまでも外で遊んでいませんか。夜間外出などは、学校のきまりを良く守って行動させて下さい。



早く家に帰ろうネ

愛の血液助け合い運動 7月1日～31日 献血は明るい心の助け合い

愛の血液助け合

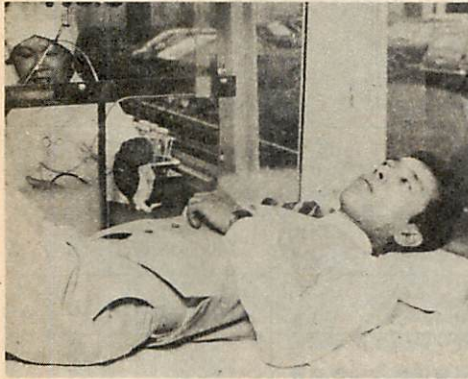
い運動が七月一日から三十一日まで行われます。近年の交通事故、労働災害の多発あるいは、輸血を必要とする疾病の増加は医学の進歩とともにますます多くの輸血用血液を必要としています。

血液は現代の医学をもってしても人工的につくることができず、その上、血液は採血後二十一日間しか使

用できません。特にこれからの季節は、血液の需要期を迎える反面夏バテなどにより献血者が減少する傾向にあります。

そこで、これに対処するため七月を「愛の血液助け合い運動月間」として全国的に強化することになっています。この機会に、より多くの市民が献血に協力するようご協力を、お願いします。

▽無料血液型検査(雨天中止)
子供や献血のできない人を対象に運動期間中街頭献血に合わせて無料で血液型検査を行います(献血できる人で、まだ、自分の血液型の判らない人は、献血に協力して自分の血液型を知っておきましょう)



あなたの献血した血液が、今、病気の人の輸血されています

室蘭市内の病院だけでも、毎日相当量の血液が輸血用に使われています。

昭和五十二年に市内の病院で使われた血液は約一、八〇〇本(一本二〇〇cc)で、これに対し献血されたのは約一七、六〇〇本です。室蘭市民が輸血を受けるのは市内の病院ばかりでなく室蘭市以外の医療機関で輸血を受けることもありこの血液調整のため、室蘭で献血された血液を札幌などに送ることもあります。また安全な輸血を行うため、いろいろな検査を行っており、その結果使用できない血液が出てくる場合もあります。これらのことから市民が安心して輸血を受けられるようにするためにも、まだまだ市民の協力が必要で

献血者登録制度に

ご協力下さい

保存血液は先に述べましたとおり採血後二十一日間しか使用できませんので、時期的(夏期、年末年始)に特定の型が不足になることがあります。また最近の輸血方法として患者の不足している血液の成分だけを輸血する方法が多く取り入れられるようになりましたこれは当日採血した血液でなければなりません。このようなときにすぐ間にあわせるため、あらかじめ献血に協力下さる人を登録しておき、必要のつど献血していただく方法です。

▽登録できる人

血液センターからお願した時にいつでも協力いただける人(主に午前中で、年に一、二回程度です)

・当日採血の血液が不足した時、あるいは型別の血液が不足した時に血液センターの指定場所にきていただける人(事前に場所日時をお知らせいたします)

・特に日頃献血する機会の少ない事業所、商店などの皆さんが事業所単位で協力下さるようお願いいたします

▽検査サービスの実施

一昨年の五月から献血者へのサービスの一環として、肝機能、コレステロール、総蛋白などの検査を実施し、異常者に対して通知しています。

※献血に関する問合せは、血液センター(☎④二五三八)、または室蘭市献血推進委員会(市役所衛生課内☎②一一一内線四三二、四三三)へ。

街頭献血・無料血液型検査日程

月 日	場 所	街頭献血	無料検査
7月6日(木)	室蘭生協(高砂)前	13時～16時	13時～15時
7月13日(木)	ギンヤデパート前	13時～16時	なし
7月15日(土)	母恋健保会館前	10時～16時	13時～15時
7月20日(木)	室蘭生協栗林ストア(本輪西)前	13時～16時	〃
7月22日(土)	長崎屋正面入口前	10時～16時	〃
7月29日(土)	室蘭生協(白鳥台)前	10時～16時	〃

ただし、無料血液型検査は、雨の場合は中止します。

献血はだれにも
できる助け合い

無理のないスケジュールで安全運転

レジャーで郊外に出たときは解放感のため、とかくスピードを出し過ぎ、事故に結びつきます。特に、帰りがけの事故が多発しています。

時間や距離にゆとりのあるスケジュールをたて、スピードは、いつも安全第一にひかえめにしよう。

●車の点検整備は 完全に!





優れた食品 牛乳

牛乳と加工乳の違い

どちらも脂肪三・〇%以上、無脂乳固形分八・〇%以上含む、など成分規格はまったく同じですが、生乳をホモジナイズ処理をしただけで殺菌して、びんあるいは紙パックに充填したものが「牛乳」です。「加工乳」は牛乳または生乳に全粉乳あるいは脱脂粉乳を水に溶かし、無塩バターなどを加えたものです。

牛乳の栄養

。乳脂肪は消化吸収のよい、融点の低い脂肪酸からでき、よいエネルギー源です。
。糖分は乳糖とブドウ糖で、これはカロリー源としてだけでなく、腸内に乳酸菌を発育させます。
。ビタミンC、鉄分、ニコチン酸などがいくらか少ないが、栄養的には優れた食品といえるでしょう。なかでもカルシウムは、一〇〇ml中に一〇〇mgも含まれています。

乳糖不耐症と牛乳アレルギー

乳糖不耐症は、小腸内の乳糖分解酵素のラクターゼの働きが低下しているために起こり、下痢症状になります。ほとんど一過性のもので、毎日飲み続けると治ります。牛乳アレルギーは、牛乳タンパクを抗原とした抗原抗体反応ですので、治療は困難です。

国民生活センター発行

「くらしの豆知識より」

室蘭市消費生活モニターによる価格動向調査

(6月15日現在調べ)

品名	価格 (円)			対前月差 (円)	品名	価格 (円)			対前月差 (円)		
	最高	最低	平均			最高	最低	平均			
生鮮食料品	ほけ 100g	50	14	25△	食肉	豚バラ 100g	140	105	127	0	
	そちは 100g	34	10	19△	鶏若鶏正肉 100g	120	90	107	0		
	養殖ほたて (貝つき) 100g	61	30	41	2	羊ラム並 100g	100	77	91	0	
日用品	きゃべつ 100g	24	15	19△	12	ちり紙 京花紙、白龍 1,200枚	480	340	401△	1	
	たまねぎ 100g	15	4	8△	3	トイレットペーパー 故紙、4ロール	195	108	159	0	
食料	砂糖 1kg	315	215	248	0	雑貨	洗濯用合成洗剤 ライオン、花王 1.66kg	750	585	637	0
	しよ油 1.8ℓ	430	333	380	0	合所用洗剤 ライオン、花王 800ml	300	240	281△	1	
	みそ 2kg	480	365	434△	4	ねり歯みがき ライオン、サンスター190g	255	225	235	1	
	天ぶら油 1,650g	600	438	541△	5	クレンザー 花王、ライオン 400g	80	65	76	0	
	サラダ油 1,650g	730	480	575△	4	サール	大人総合調髪	2,300	1,500	1,893	0
	バター 225g	385	307	340	3	ビス	コールドパーマ ショート、カットセットの普通	5,500	2,500	4,188	13
	小麦粉 1kg	195	150	167	0	クリーニング	クリーニン グ 白ワイシャツ、店頭渡	120	85	101	1
	食パン 2.4食 7~8枚スライス	150	108	133	0	衣料	半そで肌着 紳士もの、綿、Mサイズ	850	400	595△	1
	とうふ 絹ごし 1パック	80	50	72	0	ワイシャツ	シングル、混紡、白無地	3,000	1,980	2,461	0
	牛乳 180cc 紙容器入	60	35	43	1	文具	鉛筆 三菱HB、9800 1ダース	360	165	259	0
プレスハム 100g スライスパック入	180	100	143	0	ノット	6号、野線、30枚	95	60	84	0	
鶏卵 中玉 10個入1ケース	250	160	189△	8	燃	灯油 1ℓ (配達料込)	40	35.5	37.3	0	
即席ラーメン マルチャン(みそ、塩、生味)100g	60	50	53	0	灯油 18ℓ (配達料込)	740	650	705	0		
マヨネーズ キューピー 500g	350	298	316	0	灯油 200ℓ (配達料込)	8,000	7,000	7,400	0		
ケチャップ カゴメ、デルモンテ 500g	310	210	279	0	料	プロパンガス 10kg又は4.69m ³	2,000	1,800	1,905	5	

訪問販売等の利用には

十分気をつけましょう

最近、全国的に、また本市内においても消費者の知識不足や心身の不安定状態、あるいは心理状態にたくみにつけ込んで売りつけるという悪質、悪徳商法が横行し多くのトラブルが生じていると聞いております。その例として、国民生活センター（経済企画庁の外部団体）がこのほど高麗人参濃縮液・人参茶の訪問販売に関する客から寄せられた苦情の集計をしているところによりますと、かなりの件数にのぼっているようです。

また、東京都消費生活センターがまとめたところによる訪問販売を含む契約での苦情や相談が前年度に比べ三割も増加しています。中でも書籍教材がトップで、二番目に高麗人参濃縮液、クロレラなどの自然食品（健康食品）、三番目に消火器、次に避妊具となっております。中でも医薬品として登録されていない高麗人参茶・液をあたかも医薬品であるかのような説明を加えて販売したり官公庁の名をかたって、消火器や避妊具を売り歩いたり、福祉の名をかたってたり言語障害、肢体不自由をよそおって粗悪で高額な品物売りつけたり、あるいは靈感があるとかのふれ込みで高額のつばを売りつけて

訪問販売法やその他の法律にふれる商行為をしているということも言われております。そこで消費者はこれらの悪質な商法にのせられないように賢くならなければならないと思います。そのため消費者はこれら多様化する販売方法について必要な知識を十分身につける必要があります。市はそのために本市政だよりの昭和五十二年二月十五日号と三月十五日号の二回にわたって訪問販売等に関する法律の解説をのせ、知識の取得と対応の仕方をお知らせしたところですが、最近の傾向から今回さらに次のようにお知らせしましたのでこれらの知識を十分身につけ、有効に活用して下さい。

なお、訪問販売等について疑問

を持たれたり、被害に遭われたと思われた時は、またはそのようなことを聞いたときには余り時間の経過しないうちにお気軽に市役所の一階にあります室蘭市消費者相談室へご相談下さい。

訪問販売等とは

近年、商品の販売方法の多様化は著しいものがあります。一つは販売業者の店舗以外での「訪問販売」、もう一つは販売業者と購入者が直接対面しない「通信販売」等があり、これ以外にも自己増殖的な特異組織による「連鎖販売取引（マルチ商法）」があります

や路上などで行われる販売活動も含まれます。

訪問販売のうち大きなウエイトを占める家庭訪問販売について、国が行ったアンケート調査によると、セールスマンの訪問を受けたことがある人は、回答者の九〇％にも達しており、また全体の五〇％の人は訪問販売を利用したことがあると答えています。

また、売られている商品はミシン、編機、書籍、化粧品、繊維製品、健康食品、衛生用品など広範多岐にわたっており、市の消費者相談室へも健康食品、衣料品、ミシン、装飾品、書籍などを購入した消費者から相談がきています。これらの相談の内容は

- ・セールスマンの勧誘方法が強引あるいは詐欺的であった。
- ・セールスマンの説明が不十分あるいは誇大であったため、購入商品がイメージと違った。
- ・販売条件が不明確であったため違約金などをめぐりトラブルを生じた。
- ・販売業者の責任追求が困難であった。

などが、その主なものです。

二、通信販売

通信販売は通常、新聞、雑誌、テレビなどによる広告や、ダイレクトメール、チラシなどを見て、郵便、電話などで購入の申込みを行うもので、販売業者が郵便（電話、郵便振替、銀行振込）などにより売買契約の申込みを受けて行う指定商品の販売方法であり、販

売業者と購入者が対面して行う販売から、非対面方式による販売への変化として考えることができます。

通信販売で購入した商品としては、衣料品、書籍類が多く、レコード類、寝具、敷物類がこれに次いでいます。

また、国の調査では、通信販売の利用経験者が全体の三四％おり利用者の約二〇％が次のようなトラブルを経験しています。

- ・広告中の商品説明が不十分のため、自分が望まない商品を購入してしまった。
- ・販売条件が不明確であったためあとから送料、返品条件などに関してトラブルを生じた。
- ・商品が届かない、あるいは商品の到着が著しく遅延した。
- ・アフターサービスが不十分であった。

三、ネガティブ・オプション

ネガティブ・オプションというのは、注文もしていないのに、一方的に商品を送り付け、それに対して購入をしない旨の明確な通知や商品の返送をしない限り、勝手に購入の意思ありと見なして、代金の請求をするという商法です。

一見、通信販売に類似した販売方法ですが、商品を送り付けた販売人は、承諾しない限り何ら義務を負うものではない限り、消費者が負行動を被るのとき誤解を与え、消費者にとって迷惑千万な悪性の強い商法であるといえます。



一、訪問販売

訪問販売は消費者の家庭をセールスマンが訪問して商品現物か、商品のカタログなどを見せて説明し、購入の申込みを受けたり、商品

訪問販売等

規制のあらまし

一、訪問販売に対する規制

販売業者は、訪問販売を行うときは、まず販売業者の氏名、販売しようとする商品の種類などを明らかにしなければなりません。

販売業者は、契約の申込みを受けたときや、契約を締結したときは、一定事項を記載した書面を渡さなければなりません。

売買契約の申込みの撤回および契約の解除

訪問販売に際し、セールスマンのうまい言葉に左右されて、消費者がうっかり申し込んだり、契約をしまったりして生ずるトラブルを防止するため、消費者は販売業者に対して、契約の申込みをした日、あるいは契約をした日を含めて四日間以内であれば、書面によって、申込み



の撤回や契約の解除をすることができます。(クーリング・オフ規定)

ただし、乗用車はこのクーリング・オフの規定は適用されません。

この場合、申込みの撤回などを行っても、損害賠償とか違約金を支払う必要はありません。

契約を解除した場合の損害賠償などの制限

消費者が契約を解除した場合に、消費者の契約不履行などを理由に、法外な損害賠償金を請求されることがないように、次のような一定の最高額を決め、販売業者はこれを超えて請求できないことになっています。

ア、商品を返還した場合は、通常の使用料の額

イ、商品を返還しない場合には販売価格に相当する額

ウ、商品をまだ受取っていない場合は、契約の締結や履行に通常要する費用

以上に法定利率六分の遅延損害金を加算したものです。

二、通信販売に対する規制

通信販売では、消費者にとって広告が唯一の情報です。従って広告に表示する事項が次のように定められています。

販売価格。代金の支払時期と方法。商品の引き渡し時期。商品を引き渡した後の商品の引き取りについての特約に関する事項。販売業者の名前と住所。申込みの有効期限があるときは、その期限。販売価格、送料以外に購入者が負担すべき金銭があるときは、その内容などがあります。消費者からの請求によって、これらの事項を記載した書面を別に送ることを広告に表示している場合には、表示事項の一部を省略できることになっています。

利用する場合の注意点

一、訪問販売

現金購入以外の場合は、購入の際、販売業者から販売条件などを記載した書面を渡されますので、よく読んで下さい。

現金購入の場合でも、家庭訪問販売では、簡単な書面が渡されます。この書面は、後に問題があった場合に、販売業者の責任追求などに役立ちますので、保存しておきましょう。

クーリング・オフ期間は、書面を渡された日を含めて四日間です。この間に解約するかどうか冷静になって考えて下さい。

クーリング・オフを行いたいときは、書面(内容証明つき郵便にすることが確実です)で販売業者にその旨通知して下さい。発送の日が四日以内であれば有



頭を冷やして考える

効です。

クーリング・オフ期間を経過すると、一たん契約した以上解約は難しくなります。販売業者が解約に応じても、損害賠償や違約金を支払わなければなりません。

現金購入の場合は、クーリング・オフができませんので、お金の支払いは慎重に行うことが必要です。

その商品の一部でも使うと、クーリング・オフができなくなる商品がありますので、注意して下さい。これに該当する商品は書面に記載されているはずですので、よく読んで下さい。

通信販売広告には、消費者が必要とする販売条件など、一定の情報を表示しなければならぬことになっています。広告をよく見て申し込んで下さい。

広告に表示すべき販売条件の一つとして返品特約(商品に何ら欠陥がなくとも実際に送られてきた商品が、広告で得た商品のイメージと異なるようなときは

返品できること)がありますので返品できるかどうかよく確かめて申し込んで下さい。

広告に、請求により別にカタログなどを送ることが表示されている場合、広告に表示する事項が一部省略されていることがありますので、注意して下さい。

この場合はカタログなどを取り寄せてから申込む方が確実です

三、ネガティブ・オプション
勝手に送られてきた商品の代金は、支払う必要はありません。また返送する必要もありません。

三ヶ月(販売業者に引き取りの請求をした場合には、その日から一ヶ月)経過すれば、自由に処分できます。

以上、訪問販売等の現状と問題点規制のあらまし、利用する際の注意点について、昭和五十一年十二月三日施行された「訪問販売等に関する法律」の内容を中心にまとめてみました。さらに詳しい点についてお知りになりたい人、また、実際に訪問販売等を利用して不満、トラブルのあった人、あるいは利用しないまでも、来訪を受けたセールスマンの商法等に疑問をもたれた人はお気軽に左記へご相談下さい。

室蘭市幸町一番二号
室蘭市消費者相談室(市役所一階) ☎一〇四三

※訪問販売、通信販売における指定商品については五十二年三月十五日号の「市政だより」をご覧ください。

双六 二題

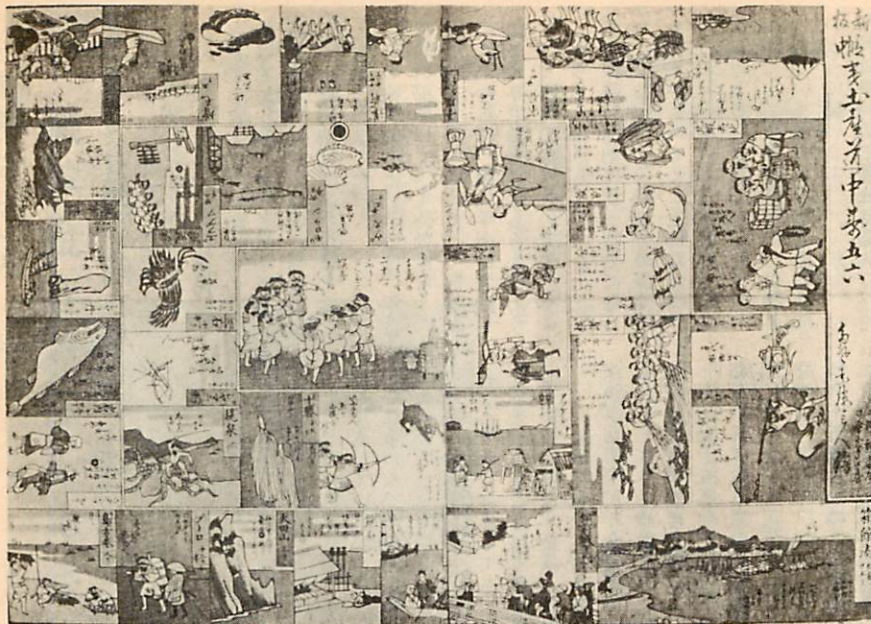
市史コーナー No.48

古くて珍しい「双六」に取りあげられている室蘭の話題を紹介しましょう。

「新板蝦夷土産道中寿五六」(多気志楼主人絵)

これは元治元年(一八六四)松浦武四郎がかいたもの。

箱館湊を振り出しに各コマ毎に各地の名物名産が紹介されている。モロランの場合「帆立貝」が「名物」に取りあげられている。



新板蝦夷土産道中寿五六 ●モロラン

モロラン名物帆立貝 (●印の拡大)

そのむかし崎守地先から伊達方面にかけて帆立貝の産地であったが、あまり乱獲しすぎ、小さな貝ばかりになってしまったため「向う七年間禁漁」となった記録がある。

それは、いまから百七十四年前の文化元年のことである。

「北海道新道一覽雙六」

安藤広丞

明治七、八年ごろの作らしい。これも函館を振り出しに開拓使庁舎を上りに明治六年完成した「札幌本道」の道筋を紹介している。



室蘭港 此所ニ室蘭港 創成橋迄三町五里 五町十五間

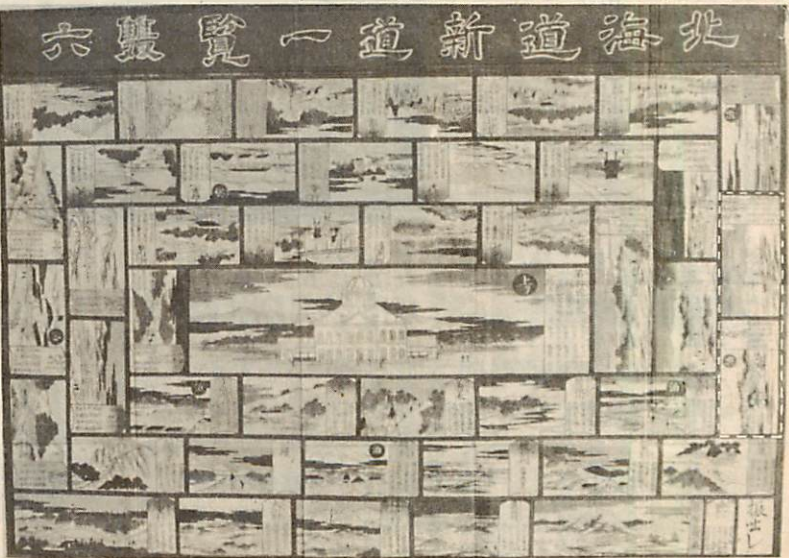
室蘭港 此所ニ室蘭港 創成橋迄三町五里 五町十五間

「室蘭迄海上凡12里、蒸気船ヲ以運用」とある。

「室蘭港 此処江上陸、札幌創成橋迄34里 5町15間」

ものだが、森から渡海、室蘭港へ上陸、ここで「泊」になる。室蘭港がマストの林でにぎわい、木造棧橋のうしろの丘陵に街のひらけたさまがえがかれている。室蘭開港当時の棧橋について、高倉新一郎(北海道大学長は「新しい道史」(62号)に、つきように書いています。

「棧橋は、付近にあった栗・



北海道新道一覽雙六

楡材を使い、杭には付近に湧出する天然アスファルトを塗って耐久力を強め、鉄のボルトや銅線で結束し、根には石を畳んだ堅牢な近代式のものであった。工事担当は、平野弥一郎(薩摩出身)。それを教えたのは付近の地下資源を調べていた榎本武揚であった。」

最後のチャンス

無年金者救済決まる

月四千円二年間限り

今まで国民年金に加入しなかったり、加入していても年金保険料を滞納したため、このままの状態では老齢年金や通算老齢年金の受給資格のない、いわゆる「無年金者」を特例納付により救済することが決まりました。

この特例納付というのは、年金保険料滞納によって時効になった保険料をさかのぼって、一定期限内に納めれば、国民年金の老齢年金か通算老齢年金をもらえるようになる臨時的な取扱いです。もちろん加入していなかった人も、保険料滞納による時効になったとみなし、この時効分の保険料も特例納付できることとなります。この特例納付の対象となる人は次のとおりですが、サラリーマンの妻などで任意加入期間分は除外されていますので、お間違いないように願います。

◎特例納付の対象となる人

明治四十四年四月二日以降に生まれた人で、次に該当する人ですが、特に昭和十八年四月一日以前に生まれた人は、今まで年金制度の加入歴がないかぎり無年金者になる恐れがありますので、注意する必要があります。

一、昭和三十六年四月から、昭和五十一年三月までの間の国民年金加入期間に、強制加入期間が

ありその期間中に滞納期間がある人。

二、昭和三十六年四月から、昭和五十一年三月までの間に、国民年金の強制加入者として、当然加入しなければならなかった人が加入していない人。

これらの人で国民年金保険料の納付済期間と免除期間、または他の公的年金制度（厚生年金など）の加入期間を合算しても、別表の年数を満たすことができない人は必ず市役所国民年金係（☎②一〇一）へお確かめ下さい。

◎特例納付ができる期間

昭和五十三年七月一日から、昭和五十一年六月三十日までの二年間に限られます（分割納付もできます）

◎六十五歳以上の人も救済

今回の特例納付の特徴として、すでに六十五歳をこえている人に

生	年	月	日	期間
大	正	5	1	10年
"	"	6	"	11
"	"	7	"	12
"	"	8	"	13
"	"	9	"	14
"	"	10	"	15
"	"	11	"	16
"	"	12	"	17
"	"	13	"	18
"	"	14	"	19
"	"	15	"	20
"	"	16	"	21
"	"	17	"	22
"	"	18	"	23
"	"	19	"	24
"	"	20	"	
"	"	21	"	
"	"	22	"	
"	"	23	"	
"	"	24	"	
昭	和	2	1	
"	"	3	"	
"	"	4	"	
"	"	5	"	

対しても救済措置を設けていますが、次のような制約がありますので注意しましょう。

一、昭和五十三年六月三十日現在六十五歳をこえている人。

（明治四十四年四月二日から大正二年七月一日までに生まれた人）

これに該当する人は、分割で納付した場合、分割の途中で老齢年金や通算老齢年金の受給資格期間を満たしたときは、以後の分割納付は認められません。

二、大正二年七月二日から大正四年七月一日までに生まれた人はこの特例納付の実施期間中に六十五歳になりますが、分割納付を希望する場合は、六十五歳になる時点と受給資格取得時期に十分注意する必要があります。

三、大正四年七月二日以降に生まれた人は、特例納付実施終了後に六十五歳になるため、分割納付は実施期間中有効に活用できません。

◎特例納付の保険料額
昭和五十一年三月以前の滞納期間、および未加入期間の保険料は月額四千円となっています。

なお、特例納付の対象者について、市も独自の方法で調査しますが、もれなく調査することはなかなか困難です。で、該当すると思われる人は国民年金係（☎②一〇一）へ線四七五）へ申し出下さい。次回は特例納付の事例をあげて説明します。

あなたの声を市政に

「ご意見箱」を設置

市では、皆さんの意見、要望を電話などにより広報広聴課で受付処理していますが、さらに皆さんがお気軽にお近くでご利用ができるよう、各地区サービスセンターに「ご意見箱」を設置しました。意見、要望、苦情などどんな小さなことでもお寄せ下さい。毎月一回開き、無記名以外は、直接ご本人に回答します。



なお、意見、要望などは、広報広聴課（☎②一〇一）へ線四一三、四一四）でも、従来どおり受け付けています。

今月の市民法律相談

7月8日、15日
▽相談日、相談員
七月八日 土井勝三郎弁護士
七月十五日 芝垣美男弁護士

▽時間 九時～十二時
▽受付 相談日の前日まで

申込み、問合せは、広報広聴課 市民相談室（☎②一〇一）へ線四一五、四一六）へ。
※相談は無料です。

行政相談委員会

板谷登美子さん

行政管理庁では、行政相談委員会に基づいて全国の市町村に「行政相談委員会」を置き、国の仕事に関する苦情の申し出を受け付けていますが、当市では、次の人が「行政相談委員」として六月一日付で行政管理庁長官から委嘱発令されました。

▽行政相談委員
・板谷登美子（☎②〇七〇七）
幸町四一六

国のことで、苦情、意見のある人は、どんな小さなことでも行政相談委員会にご相談されれば、親身になってお世話します。なお、申し出については、秘密を守ることになっており、相談に關しての費用は一切ありませんので、お気軽にご利用下さい。

また当市には、先に委嘱発令された行政相談委員がおります。
・桜井正助（☎②四七五四）
陣屋町一〇番地
・岡原俊雄（☎④五〇九六）
輪西町二一三
・錦山 彰（☎④三四六一）
高砂町三一〇一

「もれなく投票を」
農業委員会委員選挙

7月14日

▽投票日 七月十四日(金)

九時～十八時

▽投票所 市役所本庁

本輪西地区

白鳥台地区

※不在者投票、代理投票その他について不明の点は、市選挙管理委員会事務局(☎21-1111内線六二二)へ。

童話作家講演会と

読後感想討論会

7月14日

図書館では「ビルの山ねこ」「少年の石」など、中央で活躍の久保喬、地元から「港のトラネット」、「オンネ先生ばんざい」

の笠原 肇の両氏を招き、講演会と読後感想討論会を開催します。
〈講演会〉

▽テーマ・講師

・日本の児童文学の歴史(赤い鳥から現代児童文学まで)

久保 喬氏

・幼年童話のおもしろさ

笠原 肇氏

▽日時

七月十四日(金) 十時三十分～十二時

▽会場 図書館三階講堂

▽対象 一般市民

▽読後感想討論会

▽課題図書

「赤い帆の舟」—久保 喬著—

▽日時

七月十四日(金) 十四時～十六時

▽会場

文化センター四階大会議室

▽参加者 市内小学校児童

※一般用の傍聴席を用意していません。

くわしくは、図書館(☎21-六五八)へ。

第三回

市民手話を知る会

7月23日

聴力障害者が、コミュニケーション手段として活用している手話を通じて、耳の聞こえない人に対する市民の理解を深めていただくために「手話を知る会」を開催しています。

▽日時

七月二十三日(日) 十三時

▽会場

文化センター四階大会議室

▽共催

室蘭聴力障害者協会、手話サークル室蘭手輪の会

▽参加料 無料

くわしくは、福祉課福祉係(☎21-1111内線四六三、四六四)へ

「太陽の園」開設10周年記念

訓練作品展示即売会

▽期日 七月十三日、十四日

▽会場 ●今井室蘭支店三階

▽作品内容

木工品、七宝焼、織物、皮製品

焼もの、紙細工、クリスタルフラワー、他。

婦人の体力づくり

硬式テニス、軟式テニス教室

室蘭工業大学の施設を開放し、専門の教職員が指導します。

▽種目

硬式テニス、軟式テニス

▽日時

七月十八日～七月二十六日

九時～十二時(ただし、土、日曜日は除きます) 七日間

▽会場

室蘭工業大学テニスコート

▽対象・人員

成年女子 七十人

▽講習料 一千元

(申込み時に納入のこと)

▽締切 七月十二日(水)

▽問合せ、申込み先

室蘭工業大学学生部教務課(水

元町二七一 ☎41-八一内線

三七八)

—室蘭工業大学から—

望洋台霊園

墓参バス運行

7月15日

七月十五日(土)は新盆にあたりますが、次のとおり墓参バスを運行しますのでご利用下さい(無料です)
霊園の美観保持のため、ゴミは指定のゴミ箱に入れるか、持ち帰るようご協力下さい。
その他、墓園に関することは、衛生課衛生係(☎21-1111内線四三二、四三三)へ。

申請手数料を改正

建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法の改正に伴い、各申請手数料が、下記のとおり7月1日から変更します。くわしくは、建築指導課(☎211111内線563～566)へ。

建築物に関する確認申請手数料

床面積の合計	現行額	改正額
平方メートル ～30	円 500	円 1,500
30～ 100	1,000	3,000
100～ 200	3,000	6,000
200～ 500		9,000
500～ 2,000	7,000	21,000

開発行為に関する許可申請手数料

開発面積	現行額	改正額
自己用 ヘクタール ～0.1	円 2,000	円 4,000
0.1～0.3	6,000	9,000
0.3～0.6	12,000	19,000
0.6～1	20,000	40,000
1～3	30,000	55,000

宅地造成に関する許可申請手数料

宅地造成面積	現行額	改定額
平方メートル ～ 500	円 2,000	円 3,000
500～ 1,000		8,000
1,000～ 2,000	3,000	11,000

期日	始発	運行時間	乗降場所
7月15日	東町 ターミナル	9:00～14:00 (30分間隔)	東町ターミナル→沙見→大平橋→中島パルコ前(大谷高校行バス停)→霊園
(土)	本輪西駅前	10:00(1回) 13:00(1回)	本輪西駅前→(各バス停)→すずかけ地蔵尊→霊園

婦人講座生募集

勤労婦人センター

勤労婦人センターでは、次の受講生を募集しています。

〈皮ろうけつ染〉

▽開催日 七月二十四日(月)から毎週月曜日 四回

▽時間 十時～十三時

▽材料費 一回一千五百円程度
ろう筆、刷毛、五百円

▽定員 五十人

▽締切 七月十五日

・申込方法

ハガキに講座名、住所、氏名を記入の上、申込み下さい。希望者多数の場合は抽せんて決め、受講できる人に通知します。

・あてさき

〒〇五一栄町二一―二〇

勤労婦人センター

日本人形・おし絵教室

受講生募集

勤労青少年ホーム

〈日本人形・おし絵〉

▽開催日 七月十三日(木)から

十五日 十五回

▽時間 十八時～二十時

▽材料費 一回五百円～七百円

▽定員 十五人

▽締切

定員になりしだい締切ります。

・申込方法

七月五日からホームへ直接申込み下さい。

・用意するもの

物指し、ハサミ、ノット、綿花一袋、ミシン糸(赤)、縫針

・問合せ、申込み先

勤労青少年ホーム(東町二一―二〇一―二七) ☎(44)一―三三五

※次回は、「きもの着付教室」を予定しています。

第22回市民展

室蘭美術協会会員展

▽日時 七月二十一日～二十三日 十時～十八時

▽会場 文化センター展示室

▽入場料 無料

市民天体観望会

7月8日

▽日時

七月八日(土) 十八時～二十時
(曇、雨天の時は、七月十一日に延期します)

▽場所

知別小学校グラウンド

▽観望内容

月面、星座、星雲、星団、二重星などの観測。

なお、八月、九月にも予定しています。くわしくは、科学館(☎

☎(21)一〇五八)へ。

夏休み

科学クラブ員募集

青少年科学館では、夏休み科学クラブ員を募集します。

希望する人は、七月十一日から十六日まで、申込書により直接科学館へ申込み下さい。

なお、定員になりしだい締切ります。

▽対象

小学校五年生～中学校二年生

▽開講科目、日程

別表のとおり。

申込科目は一人二科目まで。

▽問合せ、申込み先

青少年科学館(本町二一―二一―

☎(21)一〇五八)

申込用紙は、科学館にあります



夏休み科学クラブ開講科目と日程

科目	期日	内容	定員	時間	費用 (教材費を含む)	備考
模型 A	7月25日 か 7月26日	プラモデル 作りと色ぬり	80	9:30～15:00	700円	いずれか1日
昆虫	7月27日 か 7月28日	昆虫の野外 採集と標本作り	50	1日目 9:30～15:00 2日目 9:30～11:30	300円	雨天の場合 1日目と2日目を交代
天文	7月27日 か 7月28日	夏の星の観察	80	17:00～20:00	150円	いずれか1日雨天の場合、 はプラネタリウム室
植物	8月1日 か 8月2日	植物の野外 採集と標本作り	50	1日目 9:30～11:30 2日目 9:30～15:00	160円	雨天の場合 1日目と2日目を交代
標本	8月3日 か 8月10日	プラスチック封 入標本作り	50	両日とも 9:30～11:30	560円	
海藻	8月4日	海藻採集と 標本作り	40	9:00～15:00	270円	海藻研究所の浜で行い ます
模型 B	8月8日 か 8月9日	模型飛行機作りと 飛ばし方	80	9:30～15:00	420円	いずれか1日